

## 利益相反ポリシー

### 第1条（目的）

この規定は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下、「本連盟」という）の運営及び事業の実施において、本連盟に所属する役員、コーチ、委員会委員、職員（以下、「役員等」という。）の利益相反行為を適切に管理し必要事項を定め、本連盟の組織運営及び事業執行の客観性、透明性を維持することにより、職務が公正におこなわれることを担保し社会的な信頼を確保することを目的とする。

### 第2条（関係当事者）

利益相反ポリシーにおける規律の対象となる者（以下、「関係当事者」）は、以下に定める者とする。

- (1) 本連盟役員
- (2) 本連盟コーチ
- (3) 本連盟の委員会に所属する委員
- (4) 本連盟職員
- (5) その他、本連盟が利益相反ポリシーを適用すべきと判断した者

### 第3条（利益相反行為）

規律の対象となる利益相反行為は、以下のとおりである。

- (1) 本連盟が、関係当事者から、物品、サービスその他便益（以下、「物品等」）を購入し又は譲り受ける行為
- (2) 本連盟が、関係当事者に対し、物品等を販売し又は提供する行為
- (3) 本連盟が、関係当事者に対し、寄附、助成、補助その他特別の利益を提供する行為
- (4) 本連盟が、関係当事者の債務を保証し、又は関係当事者の義務を負担する行為
- (5) 前各号に掲げる取引のほか本連盟と関係当事者の利益が相反するおそれがあると合理的に認められる行為

### 第4条（利益相反管理体制）

本連盟における利益相反管理に関する事項については、以下の組織の体制をもって対応する。

- (1) コンプライアンス委員会は、利益相反の判定・対応につき判断を答申する。
- (2) コンプライアンス委員会は利益相反ポリシーに関する次の事項に対応する。
  - ① 利益相反管理関連規定の整備
  - ② 利益相反管理に関する施策の策定
  - ③ 利益相反の審査、判定、通知
  - ④ 利益相反管理に関する普及・啓発活動
  - ⑤ 理事会に対する利益相反に関する報告
  - ⑥ その他の利益相反管理に関する重要事項

第5条 （ 判断基準 ）

利益相反行為の適正性を判断するに当たっては、当該行為の諸要素（本連盟の損失、関係当事者の得る利益、本連盟と関係当事者の関係、取引の目的および性質、金額の多寡といった事項を含むがこれに限らない。）を総合的に考慮して判断するものとする。

第6条 （ 情報開示 ）

利益相反に関する情報を、個人情報の取扱いに十分留意した上で、公表する。

第7条 （ 改廃 ）

この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、令和3年10月13日制定、令和3年10月13日施行